



I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

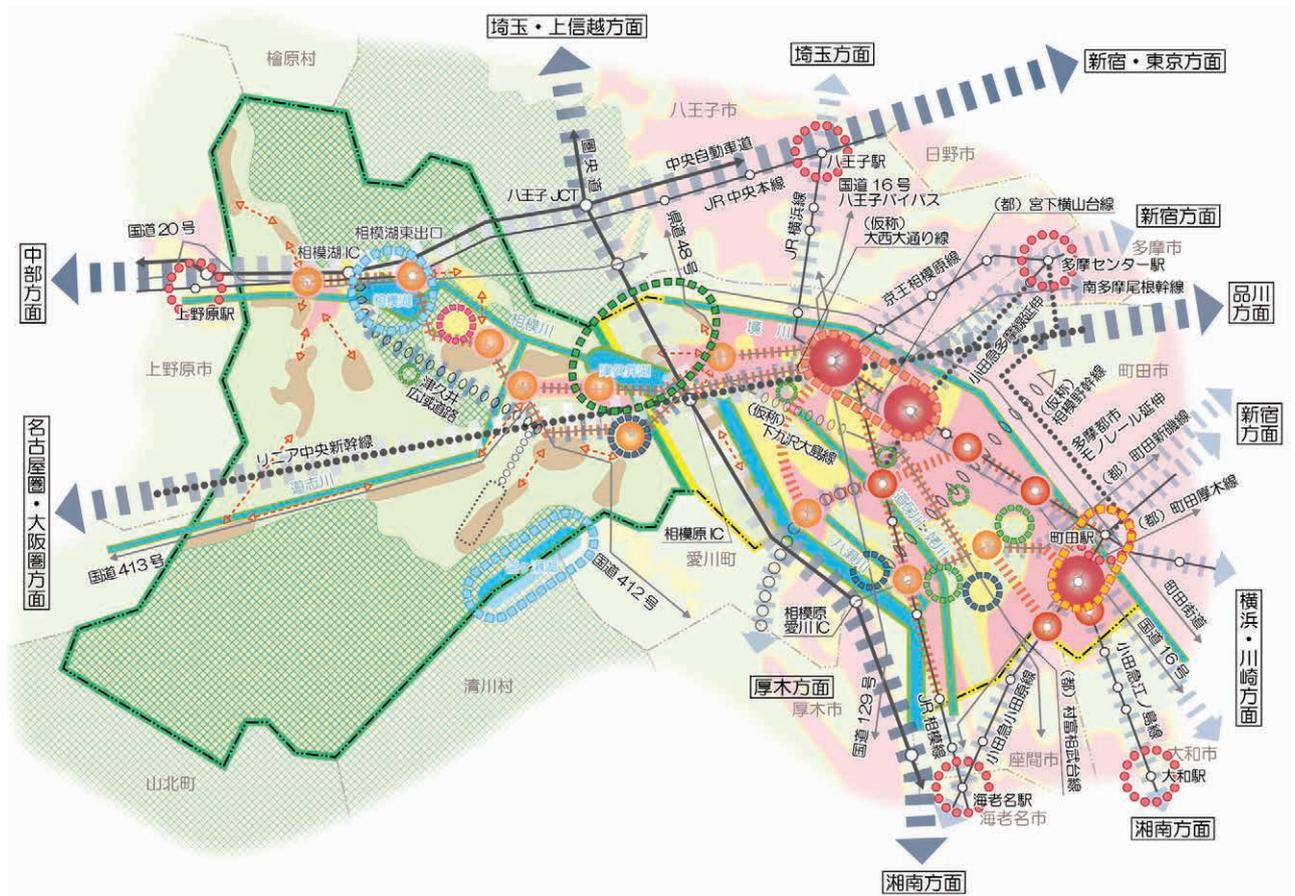
VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理

III 目指すべき都市の骨格構造

目指すべき都市の骨格構造は、都市計画マスタープラン*に位置付けられている将来都市構造*の「ゾーン」、「エリア」、「拠点」及び「軸」を基本として、『社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまち』とします。

<都市計画マスタープラン 将来都市構造図>



凡 例			
<p>■ ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> くらしとにぎわいのゾーン うるおいとこいのゾーン <p>■ エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> まちなかエリア 周辺市街地エリア 集落エリア 自然調和エリア 自然公園 	<p>■ 拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地 地域拠点 生活拠点 産業を中心とした新たな拠点 交流・レクリエーション拠点 水とみどりのふれあい交流拠点 みどりの拠点 水辺の拠点 首都圏南西部における広域交流拠点 都市の連携拠点 	<p>■ 軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連携軸 都市間連携軸 拠点間連携軸 生活ネットワーク 水とみどりの軸 	<p>■ 交通網</p> <ul style="list-style-type: none"> リニア中央新幹線 リニア中央新幹線：車両基地 鉄道 鉄道：整備検討 鉄道：構想 自動車専用道路 自動車専用道路：構想 道路 道路：構想

- I 立地適正化計画の策定に当たって
- II 現況・課題と立地適正化の必要性
- III 目指すべき都市の骨格構造
- IV 立地の適正化に関する基本方針
- V 都市機能誘導区域
- VI 誘導施設
- VII 居住誘導区域
- VIII 誘導施策
- IX 目標指標と進行管理

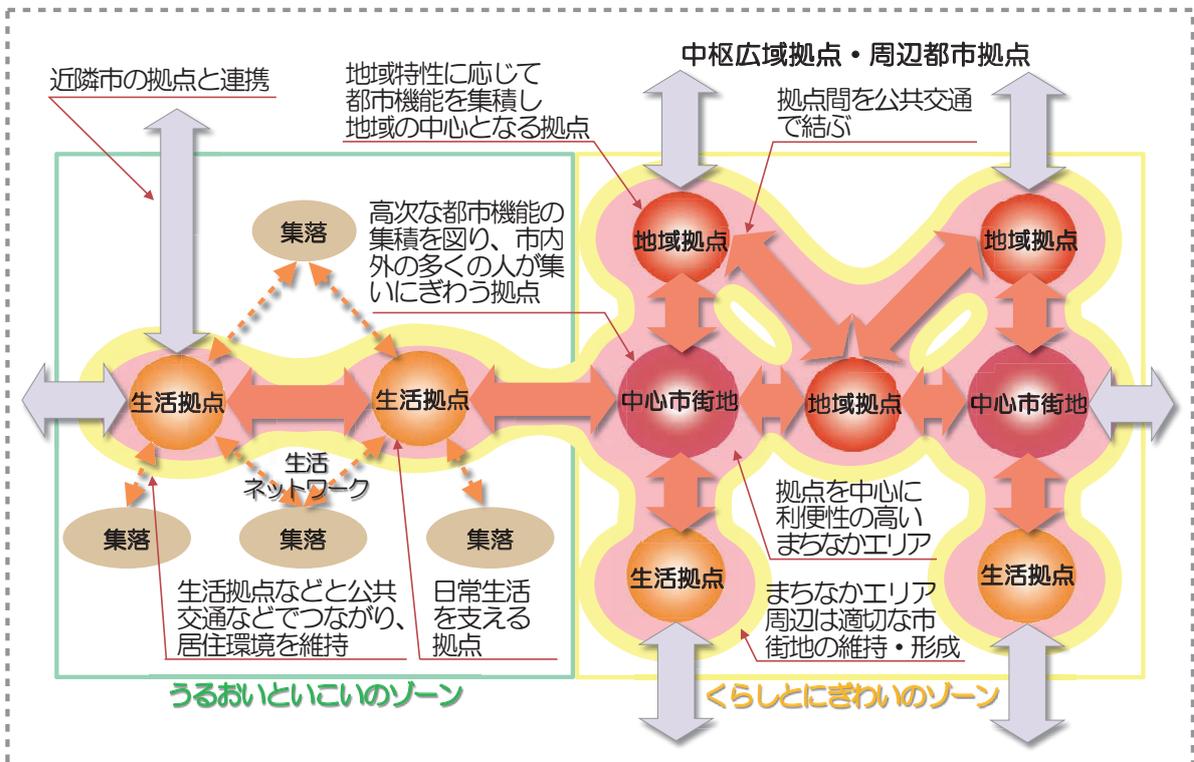


1 拠点やエリア形成の考え方

人口動向・都市基盤*の状況や交通ネットワークに応じ、拠点を類型化します。各拠点の役割に応じて都市機能*を配置することとし、日常生活に必要な機能は、生活の密着度に応じて高次の拠点でカバーすることを基本とします。

併せて、拠点周辺において利便性の高い居住のエリアを形成することで、集約連携型のまちの実現を目指します。なお、長期的には生活の場を生活拠点へ緩やかに移行することも視野に入れ、事業者・市民との協働や住民自助・共助による機能確保などを検討します。

＜拠点とエリア形成のイメージ＞



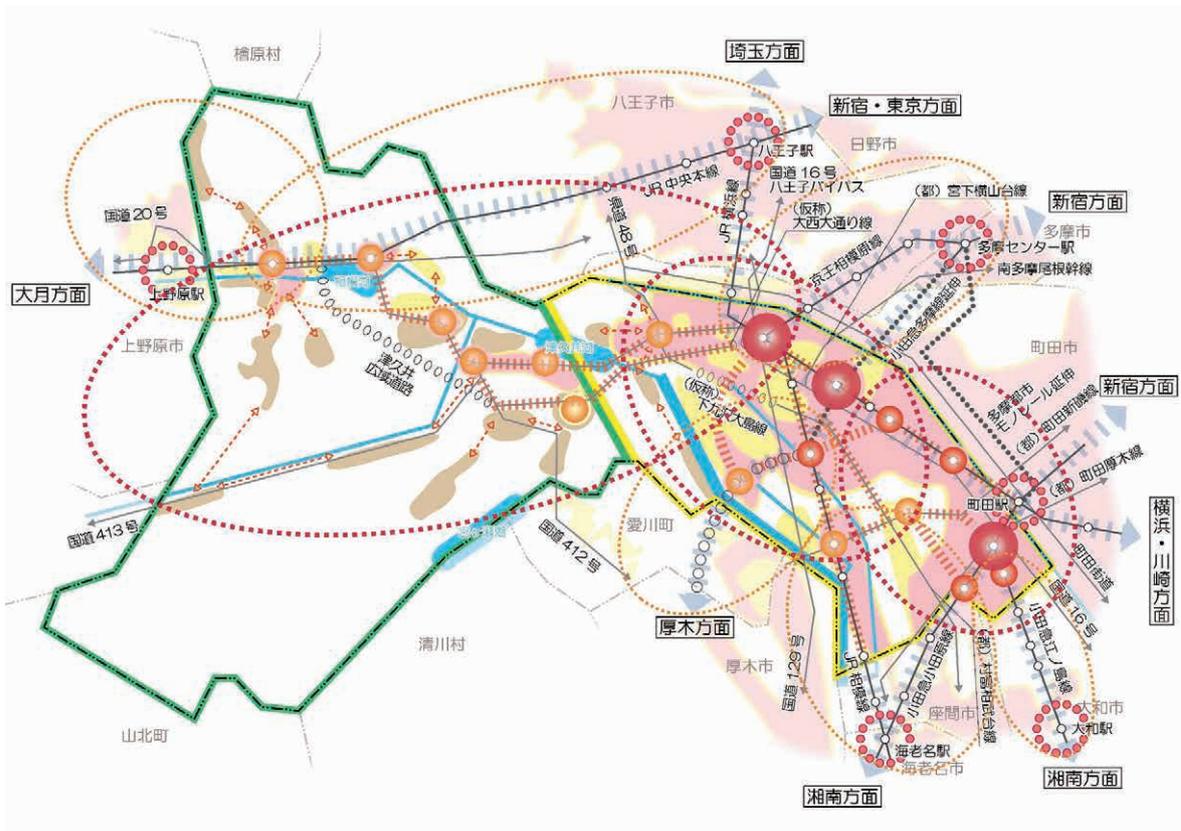
- I 立地適正化計画の策定に当たって
- II 現況・課題と立地適正化の必要性
- III 目指すべき都市の骨格構造
- IV 立地の適正化に関する基本方針
- V 都市機能誘導区域
- VI 誘導施設
- VII 居住誘導区域
- VIII 誘導施策
- IX 目標指標と進行管理

2 拠点と生活圏域の考え方

拠点の類型や担うべき役割等に応じて生活圏域*と拠点・集落間のつながりを形成します。生活圏域は、高次の拠点ほど広範囲のものとなり、周辺都市の拠点と連携・補完するものもあります。

また、今後の人口減少を踏まえ、拠点の位置付けをこれまで以上に明確化し、拠点周辺に居住のエリアを形成します。

＜拠点と生活圏域のイメージ＞



凡 例			
■ ゾーン	■ 拠点	■ 軸	■ 交通網
— くらしとにぎわいのゾーン	● 中心市街地	⇄ 都市間連携軸	—○— 鉄道：整備検討
— うるおいとこいのゾーン	● 地域拠点	⇄ 拠点間連携軸	●●●●● 鉄道：構想
■ エリア	● 生活拠点	⇄ 生活ネットワーク	— 道路
■ まちなかエリア	■ 生活圏域		○ ○ ○ ○ ○ 道路：構想
■ 周辺市街地エリア	○ 市内圏域		
■ 集落エリア	○ 市外圏域		

I 立地適正化計画の策定に当たって
II 現況・課題と立地適正化の必要性
III 目指すべき都市の骨格構造
IV 立地の適正化に関する基本方針
V 都市機能誘導区域
VI 誘導施設
VII 居住誘導区域
VIII 誘導施設
IX 目標指標と進捗管理



I 立地適正化計画の
策定に当たって

II 現況・課題と
立地適正化の
必要性

III 目指すべき
都市の骨格構造

IV 立地の適正化に
関する基本方針

V 都市機能
誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と
進捗管理

IV 立地の適正化に関する基本方針

1 立地の適正化に関する基本方針

立地の適正化に関する基本方針は、現況・課題と立地適正化の必要性や「目指すべき都市の骨格構造」の実現に向けて、次のとおり設定します。

【方針1】人口減少下でも利便性が維持される居住地形成

- ・日常生活に必要な機能を集積した拠点形成
- ・利便性の高さを維持するための人口密度維持（都市部*）
- ・日常生活に必要な機能を維持するための人口密度維持（中山間地域*）
- ・防災・産業振興等を考慮した居住地形成

【方針2】魅力あるまちなかのにぎわい形成

- ・三大都市圏及び首都圏南西部の広域交流機能*の誘導による“中心市街地*”の魅力づくり
- ・東京・横浜等との広域交流機能の誘導による“中心市街地や地域拠点”の魅力づくり
- ・生活圏域*の暮らしを支える高次機能の集積
- ・広域交流を促す交通結節機能の充実

【方針3】生活圏域を支える公共交通網の形成

- ・都市の骨格構造を支える公共交通沿線人口の維持
- ・拠点間や生活圏域内におけるネットワーク形成

【方針4】柔軟性のある都市構造形成

- ・社会情勢等の変化に柔軟に対応できる拠点形成（誘導施設の誘導）
- ・拠点の類型や周辺都市拠点との役割分担による都市機能*の維持
- ・人口減少等の変化に対応した柔軟な移動手段の確保
- ・大規模な自然災害の発生にも対応できる防災・減災を踏まえた居住地形成

社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちへ

《立地適正化を図る上でのポイント》

都市部

- ◆居住及び都市機能の維持・確保による、利便性の維持
- ◆高次の拠点等の需要の多い箇所への都市機能誘導による魅力づくり
- ◆市街化区域*縁辺部等における適切な居住誘導

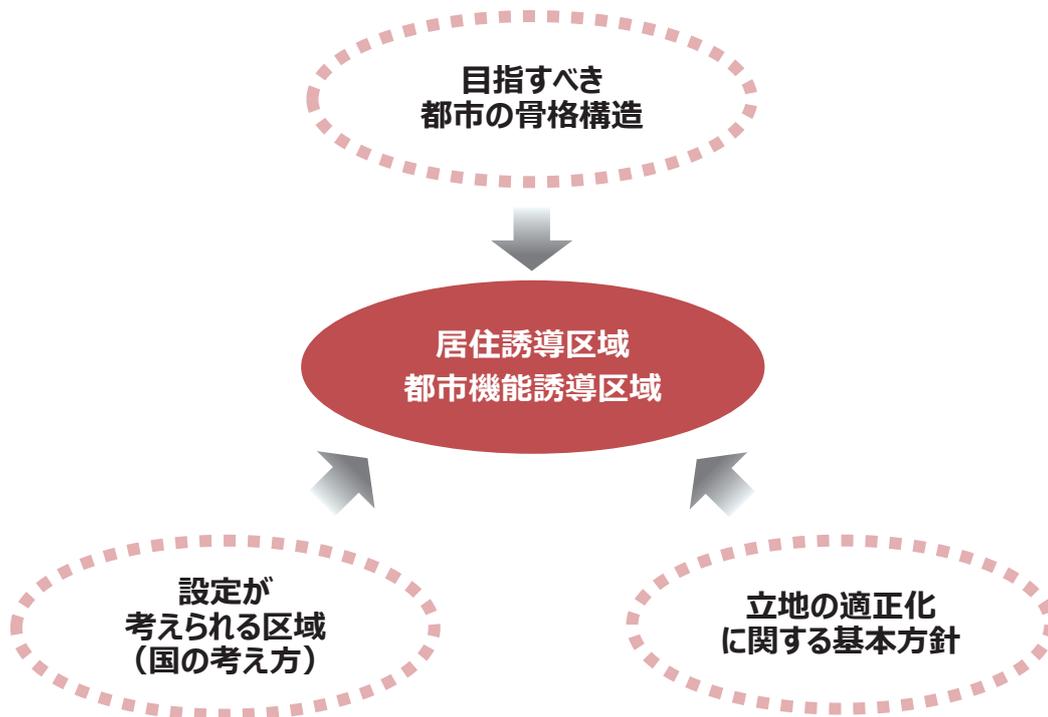
中山間地域

- ◆既存都市機能の維持・確保による中山間地域の生活圏域の保全
- ◆災害ハザード*への対応
- ◆都市部と中山間地域を結ぶネットワーク及び用途地域*外の集落のネットワークの確保

2 誘導区域設定の基本的な考え方

居住誘導区域・都市機能誘導区域は、「目指すべき都市の骨格構造」「立地の適正化に関する基本方針」及び「都市計画運用指針*」に示される設定が考えられる区域（国の考え方）の3要素を踏まえ、総合的に判断した上で設定します。

＜誘導区域設定の基本的な考え方＞



I 立地適正化計画の策定に当たって

II 現況・課題と立地適正化の必要性

III 目指すべき都市の骨格構造

IV 立地の適正化に関する基本方針

V 都市機能誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と進行管理



I 立地適正化計画の
策定に当たって

II 現況・課題と
立地適正化
必要性

III 目指すべき
都市の骨格構造

IV 立地の適正化に
関する基本方針

V 都市機能
誘導区域

VI 誘導施設

VII 居住誘導区域

VIII 誘導施策

IX 目標指標と
進化管理